五島市単価契約封筒広告掲載の募集要領

五島市では、令和６年度に作成する単価契約による送付用封筒について、「五島市広告媒体における広告掲載に関するガイドライン」に基づき有料広告の掲載募集を行います。広告掲載を希望する場合は、次の要領により申込みしてください。

１　広告を掲載する媒体

単価契約による送付用封筒（角形２号及び長形３号）

２　封筒の利用目的

この封筒は、市内外の個人及び団体等に対し、五島市が一般文書を送付する際に用いるものです。

３　募集する有料広告の概要

有料広告を掲載する封筒の種類は、角形２号封筒及び長形３号封筒の２種類です。

募集する有料広告については、次のとおりです。

区　　分	角形２号封筒	長形３号封筒
①　封筒の規格	クラフト　８５ｇ／㎡	
②　募集広告の数	２件 （別図広告枠２－①と３－②又は広告枠２－②と３－①の組み合わせを１件として募集）	
③　広告枠の規格	縦１２０ｍｍ×横１００ｍｍ	縦６０ｍｍ×横１００ｍｍ
④　掲載料	１件あたり１１８，０００円	
⑤　予定枚数　※1	年間　２４，０００枚	年間　５３，０００枚
⑥　刷り色	カラー	
⑦　広告デザイン数	１枠につき１デザインのみ	
⑧　広告掲載位置	別図広告枠のとおり（封筒の裏面）	
⑨　掲載枠の欄外への表示	・この広告は有料で掲載しています。 ・五島市が広告内容について、推奨等をするものではありません。 ・広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。	

※1　予定枚数であり枚数を保障するものではありません。

４　封筒の使用期間

令和６年度において作成し、作成した封筒がなくなるまでの間（令和７年４月以降も使用される場合があります)。

５　広告掲載の基準

次のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しません。

（１）法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

（２）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの

（３）政治性のあるもの又は選挙に関するもの

（４）宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

（５）社会問題についての意見に関するもの

（６）個人又は法人の名刺広告又はこれに類するもの

（７）商品先物取引に関するもの

（８）不動産の売買、賃借等に関する広告で、地方公共団体、公団、公社等に係るもの以外のもの

（９）不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）第５条第１項各号に掲げる表示に該当すると認められるもの

(10) 美観風致を害するおそれがあるもの

(11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(12) その他広告として掲載することが不適当と認められるもの

６　募集期間及び募集方法

（１）募集期間

令和６年２月１日（木）から令和６年２月２９日（木）

（２）募集方法

ア　持参の場合

受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日、祝日及び平日の正午から午後１時まで及び火曜日の午前を除く)。

イ　郵送の場合

令和６年２月２９日（木）午後５時１５分までに必着

（３）提出書類

ア　五島市単価契約封筒広告掲載申込書（別紙様式１）

イ　広告原稿（Ａ４版カラー印刷３枚及びデータを保存したＣＤを提出）

ウ　法人の場合、商業登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（申込時点において、３か月以内に発行したもの）

エ　個人の場合、事業主の身分証明書の写し（申込時点において、３か月以内に発行したもの）

オ　五島市税の滞納がないことを証する書面の写し（申込時点において、１か月以内に発行したもの）

カ　業種及び事業概要に関する資料（会社概要、パンフレット等）

７　公募資格

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載しません。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及びこれに類似する業種

（２）消費者金融

（３）たばこ

（４）賭博行為に関するもの

（５）五島市税の滞納がある者

（６）その他広告として掲載することが不適当と認められるもの

８　広告掲載等の決定

広告掲載の可否については、令和６年３月１５日（金）までに、申込者全員にお知らせします。

９　広告掲載料の納付

広告掲載料の納付方法及び納付期限等については、広告掲載の決定と併せて、納入通知書によりお知らせします。

10　広告主の責任等

広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任および負担により解決するものとします。

11　その他

（１）広告掲載の可否の決定に対して、意義の申し立てはできません。

（２）提出された書類は、今回の募集内容の審査の目的以外に使用しません。なお、提出書類は返却いたしません。

（３）広報掲載の事業に支障があると認められた場合は、広告掲載の取消又は中止することがあります。

（４）広告主の責任に帰すべき理由により、広告掲載が中止になった場合は、既に納めた広告掲載料は、還付しません。

（５）３の⑤の予定枚数については、あくまで目安となりますので予定枚数を下回る場合があります。

12　問い合わせ先及び提出先

〒853-8501

五島市福江町１番１号

五島市総務企画部財政課契約管財班

電話 0959-72-6111（内線 275）

FAX　0959-74-1994

（別紙様式１）

五島市単価契約封筒広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

（宛先）五島市長

住　　所 ……

名　　称 ……

代表者職名 ……

代表者氏名 ……㊞

広告掲載について、五島市広告媒体における広告掲載に関するガイドラインに基づき
下記のとおり申込みます。

記

業　　種		
事　業　の　内　容		
掲載する広告の内容		
広　告　の　原　稿		別添のとおり
広告の掲載期間		広告を掲載した封筒の在庫がなくなるまで
広　告　掲　載　料		円
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	ＦＡＸ	
	ｅ－ｍａｉｌ	
備　　考		

（印刷位置図・角形２号）

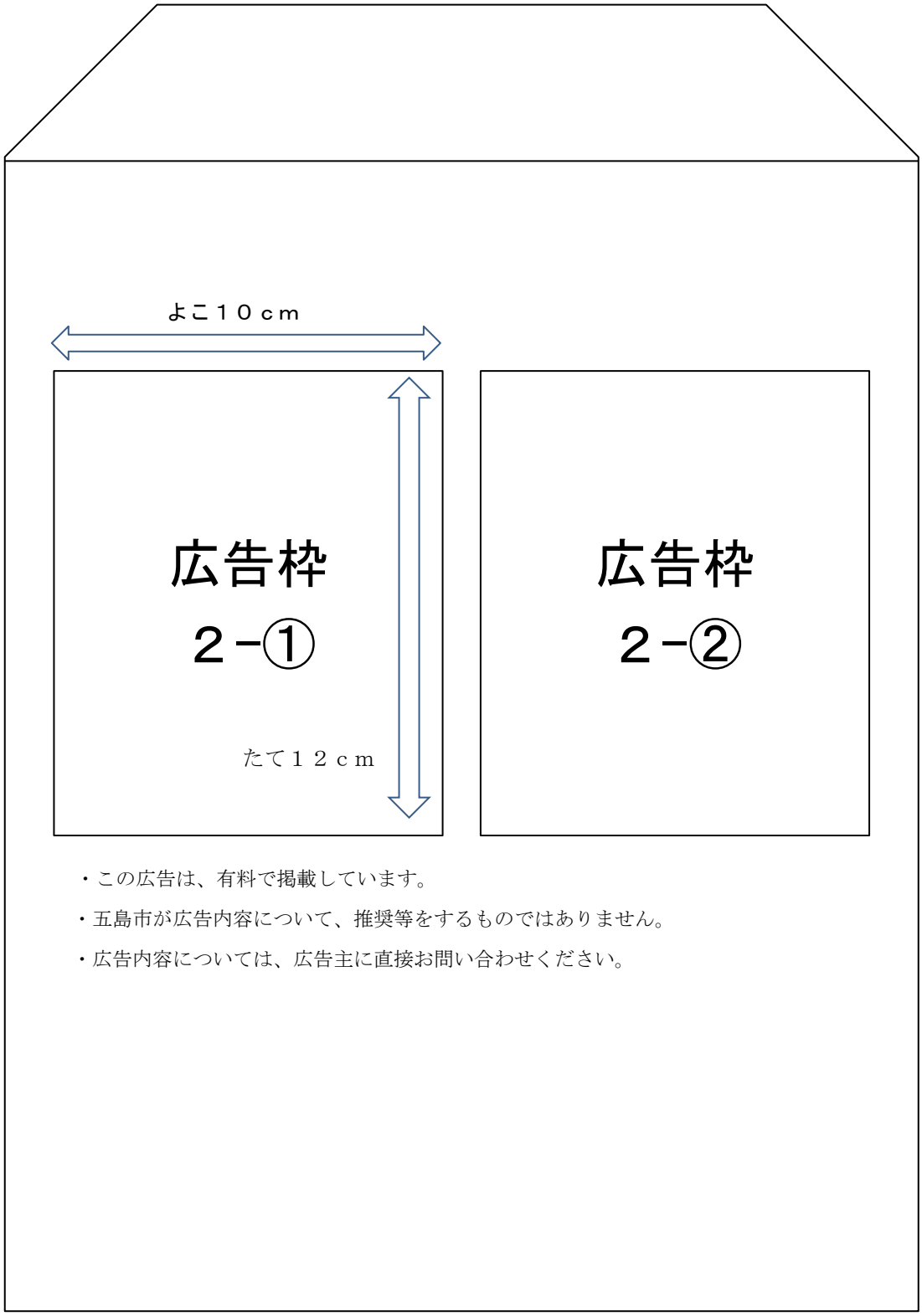

・この広告は、有料で掲載しています。

・五島市が広告内容について、推奨等をするものではありません。

・広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。

（印刷位置図・長形３号）

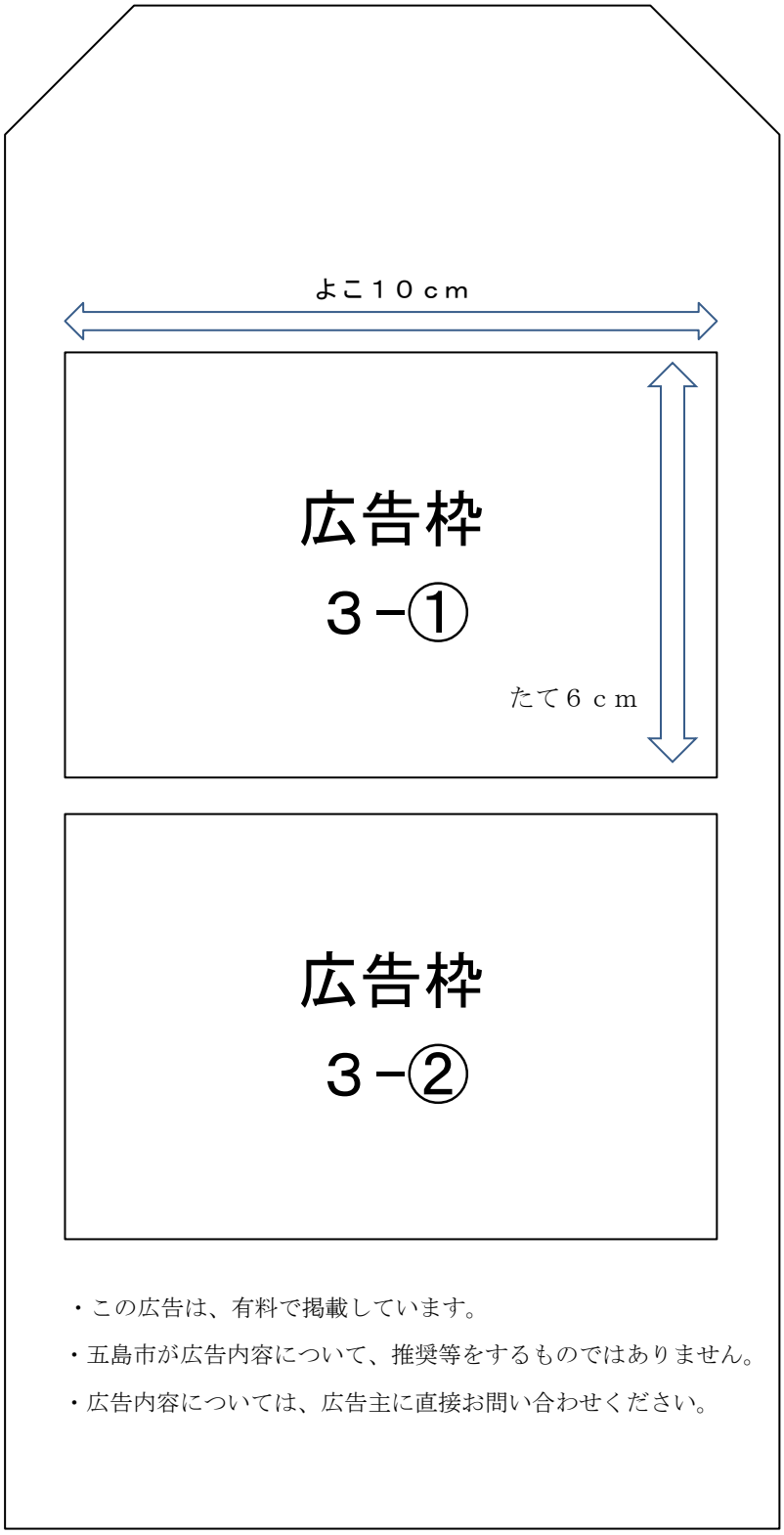
よこ１０ｃｍ
広告枠
３－①
たて６ｃｍ
広告枠
３－②
・この広告は、有料で掲載しています。
・五島市が広告内容について、推奨等をするものではありません。
・広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。